

宮城県立がんセンター
非常用発電設備整備他工事

特記仕様書

平成26年度

【目 次】

第 1 章.共通要綱

第 2 章.非常用発電設備整備工事仕様書

第 3 章.直流電源装置更新工事仕様書

第 4 章.真空遮断器更新工事仕様書

第1章 共通要綱

第1節 一般事項

1. 概 要

本要綱は、発注者である地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「発注者」という。）と請負者（以下「受注者」という。）において、宮城県立がんセンター非常用発電設備整備他工事に関するものであり、非常用発電設備の整備、直流電源装置更新、真空遮断器一部更新を行うものである。

2. 範 囲

本工事は、以下に記載する各種工事を契約規程関係法規、国土交通省大臣官房官庁営繕部電気設備共通仕様書、特記仕様書および設計図ならびに発注者の指示にしたがい、誠実にして完全な施行をなすものとし、各項目において電気設備の技術基準、内線工事基準（電機工作物規定調査委員会編）、電気用品取締規則、JIS（日本工業規格）、JEC（電気機器調査会標準資料）、JEM（日本電機工業会標準規格）、その他関係諸法規に違背しないように完全に施行すること。なお、上記規格基準に制定なきものは発注者の指示を受けること。

3. 仕様書の詳細

- 3-1 本仕様書（以下仕様書という。）は工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
- 3-2 受注者は仕様書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは、安全上当然と認められる軽微なものは、受注者の責任において請負額に増減なく、施工するものとする。

4. 工事基準

本工事の国土交通省大臣官房官庁営繕部電気設備工事共通仕様書に準じ施工すること。

5. 変更の範囲

本工事の施工上必要であれば、実施工事図を提出して発注者の承認を得て変更することができる。ただし、これは仕様書の範囲内とする。

6. 疑義の解釈

仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて発注者の解釈のとおりとする。

7. 関係官公庁の諸手続

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

8. 主任技術者

受注者は本工事契約後、速やかに主任技術者及び現場代理人を定めて届け出なければならない。

9. 機械器具および工事用材料の管理

工事に使用する各種材料および機械器具は、工程表にしたがい工事の進捗に支障のないよう手配すると共に、品質および保管管理等は工事が完成し、引渡しの完了までの工事対象物の保管責任を受注者において負わなければならない。

工事現場が隣接する場合、又は同一場所において施工する別途工事のある場合は、常に相互に協調して支障をきたさないように処置しなければならない。

10. 用地の使用

無償貸与以外の私有地などを利用する場合は、すべて受注者の負担と責任において行うものとする。

11. 提出書類

(1) 承諾図書など

受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

(2) 工事写真

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、1部提出すること。

11-1 黒板等に必要事項を要綱よく記入の上撮影のこと。

参考

工事場所	
工事年月日	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
施工業者	

1 1 - 2 撮影内容と頻度

工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭において撮影すること。

(3) 工事打合わせ簿

受注者と工事打合わせを行った場合は、打合わせ簿を1部提出すること。打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

請負者名

(4) 完成図面

①内 容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

請負者名（商号または名称のみとする）

②作成要領

A4判製本（折込） 3部
電子ファイル（CD等） 1部

（A4判製本・電子ファイルの内容については発注者の指示による）

1 2. 検査及び試験

検査及び試験は「2.範囲」を標準とし、これらに規格基準制定のないものは、仕様書の該当各項目及び発注者の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

1 2-1 工場試験

製作が完了したときに工場に於ける発注者の立ち合いの工場検査は実施しない。受注者にて工場検査を行うこと。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等に添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に発注者が指示した場合は、省略することができる。）

1 2-2 現場試験，試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験，試運転を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。なお、試験実施に当たっては、発注者の立会確認を求めること。

別途発注工事との関連，その他の理由で実施出来ない場合は，後日可能になったときに行うものとする。試運転に要する費用は受注者の負担とする。ただし，電力，燃料，上水は，事前連絡のうえ，発注者の設備からの供給としてもよい。

1 2-3 竣工検査

検査職員の指示に従って実施すること。

1 3. 産業廃棄物

本工事で発生する交換等による撤去した機器等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき処分を行うこと。

1 4. 暴力団等不当介入に関する事項

契約の解除，不当介入に係わる通報等の義務を怠った場合の措置は次のとおりとする。

- 1 宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当した場合は契約を解除することができる。
- 2 暴力団等による不当介入を受けた場合，次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として拒否するとともに、速やかに警察への通報並びに発注者へ報告し、捜査上必要な協力をする事。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害の恐れがある場合は、発注者と協議を行う事。

1 5. 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の受注者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6. 特記事項

1. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の受注業者と相互に協力し、施工すること。
2. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
3. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
4. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
5. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
6. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
7. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともに、その写しを提出しなければならない。

別 紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第13 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 「発注者」は実施機関を、「受注者」は請負者をいう。

第2章 非常用発電設備整備工事仕様書

第1節 非常用発電設備既設仕様

1. 発電装置

	項目	仕様		
発電装置	製造番号	K H I - 51248		
	製造年月日	1992年7月		
	盤製造者	川崎重工業(株)		
	形式	T1000A-BER		
	構造	(主な装置) ガスタービン (含減速装置) 1台 交流発電機 1台 起動電動機 2台 燃料供給装置 1式 潤滑油供給装置 1式		
	結合方式	ガスタービン主軸は、減速装置およびカップリングを通じて発電機と結合。		
	起動方式	蓄電池を電源とする直流電動機起動		
	速度特性	速度調定率	3±0.5%	
		定常時速度変動率	±0.3% (一定負荷時) 以内	
		瞬時速度変動率	±4% (全負荷投入, しゃ断) 以内	
燃料消費量	460l/h r (裕度+5%)			

1-1. 交流発電機

	項目	仕様		
交流発電機	形式	開放保護形, 出口管通風形 (J P 20)		
	構造	横軸形, 回転界磁形		
	定格容量	1,000 k V A		
	定格出力	800 k W		
	定格電圧	6,600 V		
	定格電流	87.5 A		
	定格力率	0.8 (遅れ)		
	定格	連続		
	周波数	50 H z		
	極数	4		
	絶縁種別	F 種 (電機子, 界磁巻線共)		
	励磁方式	回転励磁機ならびにシリコン整流器によるブラシレス方式		
	軸受	グリース補給形ボールベアリング		
	電圧変動率	総合電圧変動率	定格力率において無負荷と全負荷の間で 2.5%以内	
		瞬時電圧変動率	力率 40%以下, 100%負荷投入時 30%以内。	
波形くるい率	無負荷において	5%以下。		

1-2. ガスタービン

	項目	仕様
ガ ス タ ー ビ ン	形式	単純開放リサイクル1軸式
	構造	遠心2段圧縮機, 軸流3段タービン, 単筒缶形燃焼器ならびに減速装置より構成
	出力	1700 P S (15°C), 1520 P S (40°C)
	回転速度	タービン主軸 22,000rpm 出力軸 1,500rpm
	減速装置	1段遊星歯車減速機
	起動電動機	D C 60 V, 40 k w×2
	燃料制御装置	電気油圧式
	使用燃料	A重油 (J I S K 2205 1種1号)
	使用潤滑油	合成基油 (A E R O S H E L L A S T O - 500)

2. 自動始動発電機盤

2-1. 計器

2-2. 保安装置

2-3. 自動電圧調整装置

2-4. 主回路遮断器

	項目	仕様
真 空 遮 断 器	形式	真空遮断器
	定格電圧	A C 7.2 k V
	定格電流	600 A
	遮断電流	12.5 k A
	投入方式	電動バネ操作
	操作電源	D C 100 V

2-5. ガスタービン制御装置

3. 直流電源装置

	項目	仕様
直流電源装置	形式	S 600A - B
	構造	鋼板製自立形
		充電装置 一式 蓄電池 一式 起動電動機用 制御装置

3 - 1. 充電装置 (始動用)

	項目	仕様
充電装置 (始動用)	形式	3相全波整流方式 (制御用は单相全波整流)
	充電方式	全自動充電方式
	電源	交流 200V, 8A, 50Hz, 3相 (始動用: 3相, 制御用: 单相)
	出力	直流, 均等充電 72.0V, 15A (始動用) 28.8V, 5A (制御用) 浮動充電 65.4V, 15A (始動用) 26.2V, 5A (制御用)

3 - 2. 盤面機器

3 - 3. 起動電動機用制御装置

3-4.蓄電池（始動用/制御用）

	項目	仕様
蓄電池 (始動用/制御用)	種類	すえ置鉛蓄電池
	形式	シール形高率放電用ペースト式
	容量	600/30A h
	電圧	60/24V

第2節 非常用発電設備整備工事仕様

1. 非常用発電設備整備

- 1) 制御装置を含む補機類および消耗品の交換改修
- 2) 機器内部の調査及び各種計測試験
- 3) 制御盤内，エンジン機関の補機部品及び消耗部品の交換改修

※交換部品については別紙交換部品内訳参照

2. 仮設電源設備設置

非常用発電設備整備工事作業中における商用電源停電に備え，仮設電源を設け不測の事態に備えることとする。

仮設発電設備は，当該発電設備と同等以上の容量を備えたものを用意するものとし商用電源停止時には，自動起動し当該負荷への給電を行うものとする。

3. 総合試験調整

- 1) 非常用発電設備整備終了後，総合試験調整を行い，正常な動作確認をすること。
- 2) 正常に作動しない場合は原因究明と対策を行うこと。
- 3) 当方の電気主任技術者及び東北電気保安協会への立会い手続き，当日までの打合せ，当日の立会いなどを行うこと。

4. その他

- 1) 取り外し後の既設品等は受注者にて適正に処分を行うこと。
- 2) 既設発電設備との整合性をとること。
- 3) 工事作業中新たに不具合箇所が発見された場合は，遅滞なく監督職員に報告し，協議を行うこと。
- 4) 本工事施工後，片付けかつ清掃し，整然とした状態にするものとする。

交換部品内訳

	項目	数量	単位	備考
1	ガバナアクチュエータ	1	台	
2	ガバナ用潤滑油ポンプ	1	台	
3	エキサイター	1	個	
4	燃料噴射ノズル	1	個	
5	点火栓	1	個	
6	テープヒータ	1	式	
7	エンジンハーネス	1	個	
8	圧力調整弁 4 V B	1	個	
9	フレキシブルチューブ	1	式	
10	主燃料ポンプ	1	台	
11	測温抵抗体	1	個	
12	燃料フィルター	1	個	
13	潤滑油フィルター	1	個	
14	圧力スイッチ	1	個	
15	潤滑油温度計	1	個	
16	圧力ゲージ	2	個	
17	E G T センサ	1	個	
18	ピックアップパルサ	2	個	
19	潤滑油ポンプ	1	台	
20	スターターモータ	2	台	
21	始動用燃料ポンプ	1	台	
22	圧力調整弁 2 V B	1	個	
23	充電器ユニット (制御用)	1	台	
24	充電器ユニット (始動用)	1	台	
25	スターターコントローラ	1	台	
26	レジスター	1	台	
27	小出槽フィルター	1	個	
28	発電機 AVR	1	式	
29	E C B ユニット	1	式	
30	潤滑油 (補充用) ASTO-500 0.946L	5	缶	

第3章 直流電源装置更新工事仕様書

第1節 直流電源装置既設仕様

1. 装置概要

	装置形名	数量	単位
整流器	CRIL135-100SM 古河電池株式会社製 (製造番号:102084) (製造年月:1992年7月)	1	台
蓄電池盤	BATT BOX HS-500E 54セル用	一	式

2. 性能仕様

2-1. 交流電源

	項目	仕様	備考
交流入力	相数	3相	
	電圧	200V ±10%	
	周波数	50Hz ±5%	
	入力容量	約21.5KVA	

2-2. 整流器

	項目	仕様		備考
方式	冷却方式	自冷		
	定格	連続		
	整流方式	三相全波整流, 混合ブリッジ		
	制御方式	サイリスタ自動定電圧制御		
直流出力	浮動充電電圧	117.7V		出力電圧調整範囲 120V~128V
	均等充電電圧	124.2V		
	出力電圧精度	浮動	±2.0%以内	
		均等	±2.0%以内	
	定格電流	100A		
最大垂下電流	120以下			
	効率	80%		定格入出力時
	力率	70%		定格入出力時

2-3

	項目	仕様		備考
入出力特性	方式	シリコンドロップ		
	入力電圧	DC 124.2V max		
	負荷電圧	DC 90V - 110V		
	負荷電流	DC 3A - 30A		過負荷耐量 55.5A 1秒
	構成	2段		

第2節 直流電源装置更新工事機器仕様

1. 装置概要

	装置形名	数量	単位	寸法 (mm) 参考
整流器	TR-SNTR10100 GSユアサ製	1	台	W: 1100
				D: 1100
				H: 1900
蓄電池盤	BATT BOX HS-500E 54セル用	一	式	W: 1100, 900
				D: 1100
				H: 1900

2. 性能仕様

2-1. 交流電源

	項目	仕様	備考
交流入力	相数	3Ph 3W	
	電圧	200V ±10%	
	周波数	50Hz ±5%	
	定格入力容量	19KVA	
	最大入力容量	23KVA	

2-2. 整流器

	項目	仕様		備考
定格	冷却方式	自冷		
	定格	100%連続		
	整流方式	三相全波整流		
	制御方式	サイリスタ自動定電圧制御		
直流出力	浮動充電電圧	117.7V		出力電圧調整範囲 ±3%以上 (入力電圧定格, 出力無負荷時)
	均等充電電圧	124.2V		
	出力電圧精度	浮動	±1.5%以内	入力電圧定格±10% 出力電圧 0-100%
		均等	±1.5%以内	
	定格電流	100A		
	最大垂下電流	120%以下		
	効率	88%		定格入出力時
	力率	75%		定格入出力時

2-3

	項目	仕様		備考
入出力特性	方式	シリコンドロップ		
	入力電圧	DC 124.2V max		定格出力電圧まで補償
	負荷電圧	DC 90V - 110V		設定 L: 95V H: 110V
	負荷電流	DC 3A - 30A		負荷耐量 55.5A 1秒
	構成	約 8V	2段	

第3節 直流電源装置更新工事仕様

1. 直流電源装置更新

- 1) 既設の整流器盤及び蓄電池盤を撤去し、新たな整流器盤及び蓄電池盤の設置。
蓄電池については既設のものを使用すること。
- 2) 新たに設置する機器等については、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作すること。
- 3) 機器の据付等の詳細な位置の決定については打合せの上、承諾図にて決定する。

2. 仮設電源設備設置

直流電源装置更新工事作業中における商用電源停電に備え、仮設電源を設け不測の事態に備えることとする。

仮設発電設備は、仮設蓄電池・仮設整流器・仮設分電盤・負荷電圧補償装置の直流電源を用意する。商用電源停止時には、自動起動し当該負荷への給電を行うものとする。

3. 総合試験調整

- 1) 直流電源装置更新工事終了後、総合試験調整を行い、正常な動作確認をすること。
- 2) 正常に動作しない場合は原因究明と対策を行うこと。
- 3) 当方の電気主任技術者及び東北電気保安協会への立会い手続き、当日までの打合せ、当日の立会いなどを行うこと。

4. その他

- 1) 取り外し後の既設品等は受注者にて適正に処分を行うこと。
- 2) 既設発電設備との整合性をとること。
- 3) 工事作業中新たに不具合箇所が発見された場合は、遅滞なく監督職員に報告し、協議を行うこと。
- 4) 本工事施工後、片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。

第4章 真空遮断器更新工事仕様書

第1節 真空遮断器更新工事既設仕様

1-1 三菱製真空遮断器（撤去 1台）

	項目	仕様
三菱製真空遮断器	形式	V F - 1 3 C M - B Z
	定格電圧	7 . 2 / 3 . 6 k V
	絶縁階級	6号A
	定格電流	6 0 0 A
	定格遮断電流	1 2 . 5 k A
	定格遮断時間	3サイクル
	定格閉路操作電圧	D C 1 0 0 / 1 1 0 V
	定格閉路制御電圧	D C 1 0 0 / 1 1 0 V
	定格開路制御電圧	D C 1 0 0 / 1 1 0 V
	質量	3 7 k g
	規格番号	J E C 2 3 0 0 - 1 9 8 5 / J I S C 4 6 0 3 - 1 9 7 5
	製造年月	1 9 9 2年5月
	製造番号	2 E 1 9 5 7

1-2 東芝製真空遮断器（撤去 5台）

	項目	仕様
東芝製真空遮断器	形式	V 6 S - M L D
	定格電圧	7 . 2 / 3 . 6 k V
	絶縁階級	6号A
	定格電流	6 0 0 A
	定格遮断電流	1 2 . 5 k A
	定格遮断時間	3サイクル
	定格閉路操作電圧	D C 1 0 0 / 1 1 0 V
	定格閉路制御電圧	D C 1 0 0 / 1 1 0 V
	定格開路制御電圧	D C 1 0 0 / 1 1 0 V
	質量	3 8 k g
	規格番号	J I S C 4 6 0 3 - 1 9 9 0 / J E C - 2 3 0 0 - 1 9 8 5
	製造年月	1 9 9 2年4月
	製造番号	9212112, 9211771, 9212113, 9212114, 9212115,

第2節 真空遮断器更新工事機器仕様

1-1 三菱製真空遮断器 (VF-13CMDG) (更新 1台)

	項目	仕様
三菱製真空遮断器	形式	VF-13CMDG
	定格電圧	7.2/3.6kV
	定格電流	600A
	定格遮断電流	12.5kA
	定格遮断時間	3サイクル
	質量	34kg (本体)
	規格番号	JEC2300-1998/JISC4603-1990

1-2 東芝製真空遮断器 (V6CS-MLD) (更新 5台)

	項目	仕様
東芝製真空遮断器	形式	V6CS-MLD
	定格電圧	7.2/3.6kV
	定格電流	600A
	定格遮断電流	12.5kA
	定格遮断時間	3サイクル
	質量	45kg (本体)
	規格番号	JEC-2300/JISC4603

第3節 真空遮断器更新工事仕様

1. 真空遮断器更新工事

- 1) 指定箇所の真空遮断器の撤去及び更新。
- 2) 当該工事においては、発注者の指定する日（下記のとおり）に行うよう努めること。

対象真空遮断器	日時（予定）
5 2 F - G	非常用発電設備整備時（要相談）
5 2 F - 4	電気工作物点検時
5 2 F - 7	（平成26年10月11日～13日
5 2 F - 8	又は平成26年11月1日～3日）
5 2 F - 9	
5 2 F - G 1	

※指定日は変更となる可能性があるため、その際は調整すること。

- 3) 主回路端子への接続については、既設品との外形寸法の違いについて受注者にて改修し、接続すること。

2. 総合試験調整

- 1) 真空遮断器更新工事終了後、総合試験調整を行い、正常な動作確認をすること。
- 2) 正常に動作しない場合は原因究明と対策を行うこと。
- 3) 当方の電気主任技術者及び東北電気保安協会への立会い手続き、当日までの打合せ、当日の立会いなどを行うこと。

3. その他

- 1) 取り外し後の既設品等は受注者にて適正に処分を行うこと。
- 2) 既設発電設備との整合性をとること。
- 3) 工事作業中新たに不具合箇所が発見された場合は、遅滞なく監督職員に報告し、協議を行うこと。
- 4) 本工事施工後、片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。